

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴う 宿泊税の課税停止について (Q&A)

### Q1 宿泊税の課税が停止されるのはいつですか？

### Q2 例えば、2020（令和2）年6月28日から7月2日まで5泊6日した場合、宿泊税の課税はどのようになりますか？

### Q3 例えば、2021（令和3）年9月28日から10月2日まで5泊6日した場合、宿泊税の課税はどのようになりますか？

### Q1 宿泊税の課税が停止されるのはいつですか？

A1 2020（令和2）年7月1日から2021（令和3）年9月30日までの間です。

### Q2 例えば、2020（令和2）年6月28日から7月2日まで5泊6日した場合、宿泊税の課税はどのようになりますか？

A2 上記例の様に、連泊の途中で、宿泊税の課税停止期間が開始する2020（令和2）年7月1日を経過する場合、6月28日、29日、30日の3泊分に対して課税され、7月1日、2日の2泊分に対しては課税されません。  
(6/28チェックイン、7/3チェックアウトの場合)

「2020年」				
6/28 宿泊	6/29 宿泊	6/30 宿泊	7/1 宿泊	7/2 宿泊
課税対象			課税対象外	

### Q3 例えば、2021（令和3）年9月28日から10月2日まで5泊6日した場合、宿泊税の課税はどのようになりますか？

A3 上記例の様に、連泊の途中で、宿泊税の課税停止期間が終了する2021（令和3）年9月30日を経過する場合、9月28日、29日、30日の3泊分に対しては課税されません。10月1日、2日の2泊分に対して課税されます。  
(9/28チェックイン、10/3チェックアウトの場合)

「2021年」				
9/28 宿泊	9/29 宿泊	9/30 宿泊	10/1 宿泊	10/2 宿泊
課税対象外			課税対象	